

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十二号

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「調整監」を削り、「情報政策室」を「情報政策室、未来戦略室」に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。